明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和三年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

○経済産業省令第八十三号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第三条第一項、第四条第二項及び第三項、第六条第一項、第七条第一項、第七条の二第二項、第七条の四第一項及び第二項、第七条の七、第七条の九第一項並びに第七条の十第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和三年十二月二十四日

経済産業大臣　萩生田光一

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第三条第一項の経済産業省令で定める者） **第二条**　法第三条第一項の経済産業省令で定める者は、次のとおりとする。 一　オーストラリアに輸出される物品の生産者であって、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令（平成十七年政令第十八号。以下「令」という。）第一条第十三号に掲げる経済連携協定（以下「日オーストラリア協定」という。）に基づく第一種特定原産地証明書の発給を申請しようとする者 二　令第一条第十五号に掲げる経済連携協定（以下「地域的な包括的経済連携協定」という。）の締約国に輸出される物品の生産者であって、地域的な包括的経済連携協定に基づく第一種特定原産地証明書の発給を申請しようとする者 （第一種特定原産地証明書の発給） **第六条**　経済産業大臣は、前条の規定により審査を行い、申請に係る物品が特定原産品であると認めるときは、遅滞なく、次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる様式の標章を付した同表下欄に掲げる様式による第一種特定原産地証明書を発給しなければならない。この場合において、経済産業大臣は、第一種特定原産地証明書に署名及び押印をするとともに、それぞれの第一種特定原産地証明書ごとに証明書番号を付すものとする。	（法第三条第一項の経済産業省令で定める者） **第二条**　法第三条第一項の経済産業省令で定める者は、オーストラリアに輸出される物品の生産者であって、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令（平成十七年政令第十八号。以下「令」という。）第一条第十三号に掲げる経済連携協定（以下「日オーストラリア協定」という。）に基づく第一種特定原産地証明書の発給を申請しようとする者とする。 ［新設］ ［新設］ （第一種特定原産地証明書の発給） **第六条**　経済産業大臣は、前条の規定により審査を行い、申請に係る物品が特定原産品であると認めるときは、遅滞なく、次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる様式の標章を付した同表下欄に掲げる様式による第一種特定原産地証明書を発給しなければならない。この場合において、経済産業大臣は、第一種特定原産地証明書に署名及び押印をするとともに、それぞれの第一種特定原産地証明書ごとに証明書番号を付すものとする。

一～十四　［略］	［略］	［略］
十五　地域的な包括的経済連携協定	様式第三十六	様式第三十七

2～5　［略］

一～十四　［略］	［略］	［略］
［新設］	［新設］	［新設］

2～5　［略］